

磐 梯 朝 日 国 立 公 園

飯 豊 地 域

管 理 計 画 書

平成 9 年 1 0 月

環 境 庁 自 然 保 護 局
北関東地区国立公園・野生生物事務所

目 次

はじめに	1
管理計画策定方針	1
第1 管理計画区設定方針	2
1 設定方針	2
2 飯豊管理計画区の概要	2
第2 飯豊管理計画区	5
1 管理の基本的方針	5
(1) 保護に関する方針	5
(2) 利用に関する方針	5
2 風致景観の管理に関する事項	6
(1) 許可・届出等取扱方針	6
(2) 公園事業取扱方針	10
3 地域の開発、整備に関する事項	17
(1) 自然公園施設	17
(2) 一般公共施設	17
(3) その他大規模開発	17
4 土地及び事業施設の管理に関する事項	17
国有財産の管理	17
5 利用者の指導等に関する事項	17
(1) 自然解説	17
(2) 利用者の誘導、規制	18
6 地域の美化修景に関する事項	18
7 その他参考事項	19
追補	20
1 管理計画検討会名簿	20
2 管理計画検討経緯	20

資料編（省略）

はじめに

飯豊地域は、磐梯朝日国立公園の中部に位置し、磐梯朝日国立公園の総面積187,041haの約23%、42,187haを占めている。行政区域では、山形県の小国町、飯豊町、新潟県の新発田市、黒川村、鹿瀬町、関川村、福島県の山都町、西会津町の3県1市5町2村にわたっている。

この地域は、飯豊山塊と北部の荒川溪谷より成る地域の複合体で、荒川溪谷沿いの一部を除き集落が少なく、極めて自然性の高い地域である。

磐梯朝日国立公園は、昭和25年9月5日に指定され、昭和32年9月27日に公園区域の一部変更及び公園計画の決定、昭和47年10月18日に羽黒地域の公園区域の拡張及び集団施設地区の指定が行われている。また、公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）については、昭和53年12月8日に磐梯吾妻・猪苗代地域が、昭和63年10月11日出羽三山・朝日地域が終了し、当地域は未了となっている。

本管理計画は、行政手続法の施行に伴い申請に対する審査基準の明確化が要請されていることを踏まえ、地域の現況や特性をもとに、従来より行ってきた管理や指導方針を整理し、自然環境の保全と適正な公園利用の推進を図るために作成するものである。

管理計画策定方針

本地域の原生的自然の保護と質の高い自然にふさわしい利用の推進に主眼をおき、次の方針により策定する。

- 1) 環境基本計画の主旨に配慮した記述
- 2) 「管理計画に定める基準」が、行政手続法第5条による「申請に対する審査基準」として位置付けられたことへの対応
- 3) 公園事業関係の個別の取扱要領等、申請の処分の基準としている取扱いの管理計画における位置づけの明確化及び取り込み

第 1 管理計画区設定方針

1 設定方針

当該地域は、磐梯朝日国立公園の中部に位置する一団地であることから、全域を飯豊管理計画区として位置付け、風致景観の管理方針、その他必要な事項について定めるものとする。

2 飯豊管理計画区の概要

ア 区域及び公園計画の概要

範 囲	山形県西置賜郡小国町、飯豊町 福島県耶麻郡山都町、西会津町 新潟県新発田市、岩船郡関川村、北蒲原郡黒川村、東蒲原郡鹿瀬町
面 積	42,187ha
土地所有	国有地、公有地、民有地
保護計画	特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域
利用計画	1. 集団施設地区 鷹ノ巣 2. 道路 (車道) 荒川溪谷線、玉川飯豊温泉線、赤谷湯ノ平線、一ノ木川入線 (歩道) 横根赤芝線、蛇崩線、鷹ノ巣大里峠線、大石川飯豊山線、飯豊温泉地神山線、飯豊温泉飯豊山線、大日杉飯豊山線、湯ノ平北股岳線、湯ヶ島西ヶ岳線、一ノ木飯豊山線、弥平四郎三国岳線 3. 単独施設 (広場) 温身平、大日杉、湯ノ平、川入 (園地) 赤芝橋、横根、蛇崩 (宿舎) 玉川口、大石川、天狗平、大日杉、湯ノ平、湯ヶ島、飯豊山、 切合せ、三国岳、川入 (避難小屋) 杵差岳、地神山、ダイクラ、北股岳、草履塚、 地藏山、横峯、小沢、御西岳、二王子岳、新長坂、 文平ノ池、新長坂 (休憩所) 黒川 (野営場) 胎内、北股岳、文平ノ池

イ 自然環境及び風致景観の概要

標 高	1 0 0 m（関川村檜ノ木新田・国立公園境界）～2, 1 2 8 m（大日岳山頂）
気 候	日本海型気候、豪雪地帯
地形地質	本団地は、吾妻火山に接した一連の山脈で、飯豊山塊と北部の荒川溪谷から構成される。 飯豊山塊は、山形、福島及び新潟3県の県境に位置し、最高峰は東北地方では燧ヶ岳、鳥海山に次いで高い大日岳の2,128mであるが、飯豊山神社の鎮座する飯豊山（2,105m）を主峰として、西北方へは御西岳（2,012m）、東南方には三国岳（1,631m）と連なっている。その主稜線は30Kmにも及び、かつ原始的山岳地帯となっている。 荒川溪谷は、越後山系の隆起に先立って東西に山系を切って形成された先行谷で、深い溪谷を作っている。また、局部的に隆起した谷が再び浸食された地形が形成されている。 また、地質は朝日連峰と同じく花崗岩の隆起山塊より構成されており、偏東積雪によって出来る雪食非対称地形が特に顕著で、各所に万年雪田が見られる。
植 生	飯豊連峰全体の植物垂直分布の変化はおおよそ、低山帯下部（400m～500m）、低山帯上部（ブナ帯）（500m～1,400m）、亜高山帯（1,400m～1,800m）、高山帯（1,800m以上）といわれる。低山帯に生育する高木はブナ、ミズナラ等を主とし、さらに河川流域にはサワグルミ等が発達している。亜高木としては、ハウチワカエデ、ウワミズザクラ、コシアブラ等が見られる。 ダイグラ尾根の千本峰付近など、ブナ帯上部の1,000～1,500m間のやせた尾根筋にはキタゴヨウ、コメツガが線状に分布し、亜高山帯にはダケカンバが発達している。 高山帯の中心地域は、飯豊山から御西岳にかけて広がる緩傾斜地であり、御西岳を中心にした一帯は開けた平地となり、ショウジョウスゲ、カニツリノガリヤス、タテヤマスゲ等が一面草原の様相を呈している。連峰中数少ない湿原の「天狗の庭」にはミズゴケ湿原が発達している。また、当連峰にのみ生育するイイデリンドウ、マルバコゴメグサ、イイデトリカブト及び当連峰を分布の北限とするハクサンコザクラの他、ハルリンドウ、オオサクラソウ等の植物がみられる。
動 物	広大な山地と峻険な山岳には、ブナ、ミズナラを主とする天然林が広がっていることから、大型哺乳類のニホンツキノワグマ、ニホンカモシカが広く分布し、また中小哺乳動物や鳥類等、多くの野生動物が生息する地域である。
人 文	飯豊山地域は、古くから人々の山に対する依存度が高く、豊富な動物相及び植物相がこの地区に狩猟生活を営むマタギと木地屋を発達させてきた。 飯豊山は出羽三山と同じく山岳信仰霊山であり、修験道の場としても栄えてきた。平安時代に開山されたと伝えられる飯豊山山岳信仰は、福島県山都町の一ノ木地区、西会津町の弥平四郎地区等に今でも十三講として残っている。

磐梯朝日国立公園飯豊地域管理計画区（図面：略）

第2 飯豊管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

当管理計画区は北部の山形県、福島県及び新潟県の各県境の接する飯豊山塊と荒川溪谷より成る地域である。

飯豊連峰は朝日連峰と同じく花崗岩の隆起山塊であり、冬の偏東積雪による非対称山稜を形成している。山腹より山麓一帯にかけては広大なブナを主とした原生林が展開し、稜線部には飯豊の特産種であるイイデリンドウをはじめとする高山性植生や雪田群落、風衝植生が見られ、わが国有数の原生的景観を呈している。

荒川地域は中～古生層の粘板岩、花崗岩が浸食されてできた溪谷が連続した地形で、二段の河岸段丘、ポットホール等がみられ、地学的にも貴重な地域である。また、植生については、断崖部にケヤキ・アカシデ群落等の自然植生が見られる。

また、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル、イヌワシ、クマタカ、イワツバメ、ホシガラス等豊富な動物相がみられる。

イ 保全対象の保全方針

- ・飯豊山一帯の地形、地質及び高山性植生からなる原始的自然環境の保全に努めるものとする。
- ・固有種・北限種等貴重な植物の保護及び野生動物の生息環境の保護に努めるものとする。
- ・荒川溪谷の自然植生及び地学的特質の保全に努めるものとする。

ウ 保護施設の整備及び保護のための事業の実施方針

- ・登山道沿線等において、荒廃した植生の復元を図るものとする。
- ・天狗の庭、種蒔山、切合小屋、御西岳小屋周辺の土砂流出防止及び高山植物保全を図るものとする。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

本管理計画区のうち飯豊連峰では、避難小屋を利用した夏期の縦走登山という利用形態が主となっている。しかし、近年飯豊温泉等山麓地域での自然探勝、温泉利用を目的とした利用者也増加している。

なお、飯豊連峰は夏期に登山者が集中するために各避難小屋に収容しきれず幕営せざるを得ない状況にあり、幕営跡地が裸地化する傾向にある。また、近年中高年者登山者の増加が目立つこと等から、関係市町村と連携を図りつつ、利用上の注意、安全対策等の情報提供に努めるとともに、必要に応じて巡視等適切な利用のための措置を講ずる。

また、北部の荒川峡地区には環境庁所管地内の鷹ノ巣キャンプ場があり、4月末から10月中旬までの利用期間中約62,000人（平成7年度実績）の利用者がある。特に夏期には学校単位及び家族単位での利用が多く、環境教育の拠点として重要な地域となっていることから、環境教育活動推進の拠点としての施設の充実を図る。

イ 利用施設の整備及び管理方針

(整備方針)

- ・快適な利用環境を確保するものとするが、規模が過大とならないよう留意するものとする。
- ・利用拠点においては、施設のデザインに統一性を持たせ、地域の自然環境の保全についても配慮するものとする。
- ・施設の整備にあたっては、自然環境の保全に十分留意した整備を行うものとする。
- ・汚水処理等の設備には、環境保全技術上、最良の機能を有すると認められるものを積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減するものとする。
- ・自然の特性からして、大規模な利用施設の整備は行わないものとする。

(管理方針)

- ・事業執行者の責任において快適な利用環境を維持するものとする。
- ・利用者の安全に十分配慮した施設管理を行うものとする。
- ・ゴミ等の汚物については、処理方法を十分に検討の上、事業者の責任において、周囲の自然環境に悪影響を及ぼさないように適切に処理するものとする。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

(利用指導方針)

- ・公園利用マナーの向上を図るものとする。
- ・登山については、植生保護、適正利用の観点から指導の徹底を図るものとする。
- ・自然に親しむ機会の増大を図るものとする。
- ・自然情報、自然に親しむためのプログラム等についての多様な情報の提供を行うことにより、上記各項目の推進を図るものとする。

(利用規制方針)

- ・植生内での野営、歩道外歩行は自然環境への影響が大きいため、規制を行う等登山利用の適正化を図るものとする。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可・届出等取扱方針

特別地域内については、「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」（平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号）及び「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和49年11月20日環自企第570号）によるほか、次の取扱方針によるものとする。

また、普通地域内の要届出行為については、下記の特別地域内の行為の取扱（規模に関するものを除く。）を参考として風景の保護上適切な配慮がされるよう指導する。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	① 基本方針 建築物が風致景観を損なうことなく、自然に溶け込み自然公園としての雰囲気醸し出すよう留意するものとする。 ② 規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、壁面は主要利用道路から極力後退させるものとする。

	③ デザイン、色彩、材料 特殊な用途の建築物を除き、次の要件に適合したものとする。 (1) 屋根 ア 形状は原則として切妻、寄棟、入母屋等の傾斜屋根であること。 イ 勾配が2／10以上であること。 ウ 色彩は原則として黒又はコゲ茶色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合はこの限りではない。 (2) 壁面 努めて木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ち着いたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色であること。 ④ 修景緑化方法 支障木の伐採は必要最小限とし、道路側の緑地は極力残すものとする。 また、工事により裸地化した場所や建築物の周囲等については、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により、修景のための緑化を行うものとする。 ⑤ その他 (1) 敷地境界等に設けられる塀等の遮蔽物は、原則として設けないものとし、やむを得ず設けなければならない場合には生け垣等風致に配慮した方法を用いるものとする。 ただし、ガソリンスタンド等他法令により塀を設けなければならない場合及び安全上遮蔽物を設けることが必要な場合には、建築物の周囲に必要最小限の規模で設置するものとするが、その場合の色彩は③－(2)に準じたものとする。 (2) 建築物に自動販売機を併設する場合は、次の要件に適合したものとする。 ア 建築物壁面と同一面に納まるようになっていること。 また、壁面と同一面に納めることが不可能な場合には、木材等の化粧板で覆う等、修景に配慮されていること。 イ 建築物と調和のとれた色彩であること。 ウ 空き缶等の回収が適正に行われるものであること。
(2)車 道	①基本方針 安全性に配慮した上で、地形の改変が少ない線形とする。 また、支障木の伐採は必要最小限とし、野生動物の活動を妨げないよう配慮された道路構造とする等、風致景観及び野生生物の保護に十分配慮するものとする。 ②付帯施設の取扱い 安全を確保する上で必要最小限の規模に留めるものとし、次の要件に適合したものを設置するものとする。 (1) 交通安全柵は、原則としてガードケーブル（ガードロープ）とし、ポールの色彩はコゲ茶色又は亜鉛メッキ仕上げであること。

	やむを得ずガードレールを使用する場合には、ガードレールの外側部をコゲ茶色に塗色するか、又は全体を亜鉛メッキ仕上げであること。 (2) スノーシェッド、ロックシェッド、落石防止柵等の金属部分の色彩については、原則としてコゲ茶色又は亜鉛メッキ仕上げであること。 ③法面等処理方法 (1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さ等を最小限とし、その法面は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化するものとする。 なお、現在、当該地域に生育する植物と同種の植物以外の植物により法面等の緑化をしている場合については、可能な限り当該地域に生育する植物と同種の植物に植え直すよう道路管理者等の協力を求めるものとする。 (2) 擁壁は、原則として木材、自然石またはそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した工法を用いるものとする。 やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した仕上げとする。 (3) モルタル吹き付けについては、上記(1)及び(2)の工法による施工ができない場合にのみ用いるものとする。 ④残土処理方法 残土は原則として公園区域外に搬出するものとする。やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合には、次の要件に適合したものとする。 (1) 風致景観及び自然環境の保全上支障のない位置であること。 (2) 土砂を流出又は崩壊させないための措置が十分に講じられていること。 (3) 処理跡地は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。 ⑤修景緑化方法 (1) 支障木で移植可能なものについては、極力移植するものとする。 (2) 工事に伴い裸地化した場所は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化を行うものとする。 (3) 道路改良に伴い生じた廃道敷部分については舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。 ただし、路傍の駐車場や園地としての整備がふさわしい場合にあっては、道路付帯施設として適切に整備するものとする。
(3) 電柱・鉄塔 アンテナ等	① 基本方針 できるかぎり主要道路より離れた位置か、又は建築物の背後に設置するものとする。やむを得ず道路沿いに設置する場合には、原則として主要展望方向の反対側に設置するものとする。 なお、特別保護地区、第1種特別地域及びその他風致景観の保護を特に図るべき地域においては、電線等は原則として地下埋設とし

	既存の電線等は更新時に極力地下埋設とするよう指導する。 ②規模、構造、色彩等 高さ、本数とも必要最小限とする。 なお、木柱以外を使用する場合は、原則としてコゲ茶色とする。 ③その他 (1) 電力柱と電話柱が並列する場合は、原則として共架とする。 (2) 広告、看板類は、掲出しないものとする。
(4) 砂防等の施設	基本方針 特別保護地区、第1種特別地域、利用上重要な地域及び野生生物の保護上重要な地域については、極力設置しないものとする。 やむをえず設置する場合には、木材、自然石による化粧張り又はそれらを模したブロック等の使用、魚道の設置等、風致景観及び野生生物の保護上必要な措置を行うものとする。
(5) その他	自動販売機の道路脇への単独の設置は認めないものとする。
2 木竹の伐採	基本方針 (1) 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「自然公園内における森林の施業について（国有林の取扱い）」（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本とし、地域の風致に配慮した施業とする。 (2) 野生動物の生息環境の保全及び主要利用道路沿線等における風致景観の保護に特に配慮するものとする。
3 広告物等の設置、掲出又は表示	①基本方針 (1) 商標広告及び営業地以外での社名広告（いわゆる野立広告物）は設置しないものとする。 (2) スポンサー名付きの店名表示は、原則として行わないものとする。 (3) 駐車場、広場、道路等に設ける案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要最小限の数を設置するものとする。 (4) 同一地点に複数の広告物等を設置する場合には、極力統合を図るものとする。 (5) 同一地区内に設置される広告物等については、地区の協力のもと極力基本的デザインの統一を図るものとする。 ②設置場所 (1) 主要展望方向を避け、かつ、風致上支障のない箇所を選定するものとする。 (2) 建築物壁面に掲出する場合は、できるだけ建築物下部に設置するものとする。 ③規模、材料、色彩、照明等 目的に応じた大きさとするが、極力規模を抑えるものとし、次の要件に適合したものとする。 ただし、ガソリンスタンドの登録商標の広告物は、営業敷地内に限り一基まで認めるものとし、次の要件は適用しない。

	(1) 材料は、原則として木材、石材等の自然材料とする。 (2) 色彩は、木材、石材等自然材料を用いる場合を除き、原則としてコゲ茶色（焼板仕上げも可）とし、文字は原色を避け、白色又は黒色とする。 (3) 照明を用いる場合にあっては、原則として白色のスポットライト等を使用した外部からの照明とする。 ④その他 設置された標識類が汚損した場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うよう指導する。
4 植物の採取 又は動物の 捕獲等	基本方針 植物の採取又は損傷、動物の捕獲、殺傷又は損傷については、「日光国立公園並びに磐梯朝日国立公園における植物の採取及び動物の捕獲等に関する取扱方針」（昭和59年10月25日環自日第187号）によるものとする。
5 車馬等の使用 又は航空機の 着陸	基本方針 ヘリコプターの乗り入れについては、「国立、国定公園におけるヘリコプターの乗り入れについて」（昭和59年3月26日環自保第109号）によるほか、以下の取扱いによるものとする。 車馬等の使用又は航空機の着陸を行う際には、野生生物の保護及び公園利用者の安全に十分配慮するものとする。

（２）公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」（平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	取 扱 方 針
1 道路（車道）	① 基本方針 (1) 快適な公園利用及び交通安全を確保するものとするが、風致景観及び自然環境の保全に十分配慮し、特に山岳地域においては大幅な地形改変を生じないように配慮するものとする。 また、修景を行う等必要な措置をとるものとする。 (2) 工事に伴う支障木の伐採は必要最小限とする。 ただし、展望の優れた箇所では、風致景観及び自然環境の保全上著しい支障を与えない範囲内において、通景線の確保を図るものとする。 (3) 野生動物の活動を妨げないように配慮された道路構造とする等野生生物の保護に十分配慮するものとする。 (4) 歩行者の多い区間については、歩道の併設を検討するものとする。 ② 付帯施設の取扱い (1) 1（2）車道と同様とする。 なお、道路付帯園地等付帯施設については、（2）3 広場・園地 ②付帯施設の取扱い と同様とする。

	③ 法面処理方法 (1) 1 (2) 車道と同様とする。 ④ 残土処理方法 (1) 1 (2) 車道と同様とする。 ⑤ 修景緑化方法 (1) 1 (2) 車道と同様とする。
2 道路（歩道）	①基本方針 (1) 山岳登山ルートにあつては、特に雪田植生等の保護及び利用者の安全に配慮し整備するものとする。 それ以外のルートにあつては、単に最短距離で目的地に至るものではなく、興味地点を有効につなぎ、沿線の自然に親しみ自然を学習するルートとする。 (2) ルートは雨水等による浸食や利用者の踏圧等による裸地化が進まないよう設定するものとする。 また、可能な限り木道の設置を行うとともに、排水溝の設置等必要な措置をとるものとする。 (3) 既に浸食等により荒廃の生じた部分については、土留め等により土壌の安定化を図るとともに、植生回復のための必要な方策を検討するものとする。 ②付帯施設の取扱い (1) 付帯施設は必要最小限の規模に留めるものとするが、設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。 (2) 標識については、関係機関等と協議の上、同一地域内でのデザインの統一を極力図るとともに、風雪等による劣化に配慮した適切な材料を用いるものとする。 ③管理方法 (1) 管理体制を明確にするとともに、危険箇所の点検、補修、草刈り、清掃等を定期的実施するものとする。 (2) クズカゴ、吸殻入れ等は、十分な維持管理が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミ持ち帰り運動を推進するものとする。 (3) 山岳地域に設置した標識類は、巡視活動等を行い、維持管理に十分配慮するものとする。 また、老朽化した標識類は、設置者の責任において修理、更新を行うものとする。
3 広場・園地	① 基本方針 各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等、自然とのふれあいが高まるように配慮するものとする。 なお、現地形を生かし、自然環境に十分配慮した整備を行うものとし、植生が荒廃している箇所については必要に応じて植生復元を行うものとする。 ② 付帯施設の取扱い 付帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、展望

	施設、公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。 なお、施設の規模等については、次のとおりとする。 (1) 建築物（展望施設等の特殊な形態のものは除く。） 新築、改築又は増築は次の要件に適合したものとする。 ア 規模 最高部の高さ（避雷針、煙突及びアンテナ等を除いて算定した建築物の高さ。以下同じ。）は13m以下であること。 イ 屋根 (ア) 形状は原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根であること。 (イ) 勾配は2/10以上であること。 (ウ) 色彩は原則として黒又はコゲ茶色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合にあってはこの限りではない。 ウ 壁面 努めて木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ちついたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色であること。 (2) 標識類 全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため適切に設置するものとする。 (3) 駐車場 風致上支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模を確保するものとする。 ③管理運営方法 (1) 管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。 (2) 危険箇所及び自然環境等の保全上必要な場所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全及び自然環境の保全を図るものとする。 (3) クズカゴ、吸い殻入れ等は、十分な維持管理が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り運動を推進するとともに、園路、広場の草刈り、園地内の清掃等を定期的実施するものとする。 (4) 展望台の展望方向は、良好な展望を確保するため、密な樹木の保存は避けるものとする。
4 宿 舎	宿舎の立地条件から、山麓部（山麓に位置し、自動車による到達が可能な施設。）及び山岳部（山中に位置し、徒歩によらなければ到達ができない施設。）に区分して取り扱うものとする。 I 山麓部（川入、天狗平、大日杉等） ①基本方針 (1) 各地域の利用形態に対応し、快適な利用を促進する宿泊施設を自然景観との調和に配慮して整備するものとする。

なお、既存施設の改善と充実を図るものとし、大規模な増築等
は行わないものとする。

- (3) 同一地区に複数の施設がある場合は、関係行政機関及び地元住民と調整のうえ、建築物、看板等の基本的意匠の統一を図るものとする。

②規模

次の要件に適合したものとする。

- (1) 壁面は道路及び敷地境界線からできる限り離れていること。
(2) 建築物の最高部の高さは13m以下であること。

ただし、既存の建築物の高さが13mを超える建築物の建て替え、もしくは増築にあつては、建て替え、もしくは増築後の高さが既存の建築物の高さ以下であること。

③デザイン、色彩、材料

次の要件に適合したものとする。

なお、現在これと異なる場合にあっては、改築時等に統一を図るものとする。

(1) 屋根

ア 形状は原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根であること。

イ 勾配は2/10以上であること。

ウ 色彩は原則として黒又はコゲ茶色であること。

ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合にあってはこの限りではない。

(2) 壁面

努めて木材や石材等の自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものであること。

また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色であること。

④付帯施設の取扱い

- (1) 駐車場は、原則として風致上の支障のない範囲内において収容力に見合うよう確保するものとする。

- (2) 敷地境界線に設けられる塀等の遮蔽物は、原則として設けないものとし、やむを得ず設けなければならない場合には、生け垣等風致に配慮した方法を用いるものとする。

- (3) 広告物を建築物等に掲出又は表示する場合は次の要件に適合したものとするが、スポンサー名付きの店名表示は原則として行わないものとする。

ア 広告物は、できるだけ建築物下部に設置されること。

イ 材料は、原則として木材、石材等の自然材料であること。

ウ 色彩は、木材、石材等自然材料を用いる場合を除き、原則としてコゲ茶色（焼板仕上げも可）とし、文字は原色を避け、原則として白色及び黒色とすること。

エ 照明を用いる場合にあっては、原則として白色のスポットライトを使用した外部からの照明とし、動光又は点滅を伴わないものであること。

オ 蛍光塗料のバーミリオン（朱色）等必要以上に強い印象を与える色彩を用いたものでないものであること。

- (4) 擁壁には、原則として自然石、自然石を模したブロック、緑化ブロック、その他風致景觀に配慮した工法を用いられたものであること。

やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した仕上げとするものとする。

⑤修景緑化方法

自然植生はできる限り残すものとし、敷地内（特に建築物の正面及び道路との間）には、極力修景のための植栽を行うものとする。

また、山岳地域にあつては必要に応じ植生の復元を行うものとする。

⑥管理運営方法

管理運営体制を明確にするとともに、公園利用施設として適正に管理するものとする。

⑦その他

敷地の造成については、できる限り現地形を生かし、切土、盛土を少なくするよう配慮するものとする。

II 山岳部（飯豊山、切合、三国岳、湯の島等）

①基本方針

山岳地域に位置することから、自然景觀との調和に配慮するとともに、周囲の環境保全に十分な対策を講じるものとする。

なお、既存施設の改善と充実を図るものとし、大規模な増築等を行わないものとする。

②規模

次の要件に適合したものとする。

- (1) 周辺の自然環境の保全に留意したものとするとともに、利用者数に応じた必要最小限の規模であること。

- (2) 建築物の最高部の高さは13m以下であること。

③デザイン、色彩、材料

次の要件に適合したものとする。

なお、現在これと異なる場合にあっては、改築時等に統一を図るものとする。

(1) 屋根

ア 形状は原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根であること。

イ 勾配は2/10以上であること。

ウ 色彩は原則として黒又はコゲ茶色であること。

ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合にあってはこの限りではない。

(2) 壁面

努めて木材や石材等の自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものであること。

また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色であること。

④修景緑化方法

必要に応じ植生の復元を行うものとする。

⑥管理運営方法

管理運営体制を明確にするとともに、公園利用施設として適正に

	管理するものとする。
5 避難小屋	①基本方針 登山利用者の安全及び風致景観との調和に配慮し整備するものとする。 ②規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、高さは、積雪、風速等気象条件を配慮して可能な限り低くするものとする。 ③デザイン、色彩、材料 次の要件に適合したものとする。 (1) 屋根 ア 形状は原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根であること。 イ 勾配は2／10以上であること。 ウ 色彩は原則として黒又はコゲ茶色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合にあってはこの限りではない。 (2) 壁面 努めて木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ちついたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色とする。 ④管理方法 管理体制を明確にし、管理責任者はゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り等の利用指導を行い、避難小屋及びその周辺の清潔の保持に努めるものとする。
6 休憩所	① 基本方針 利用者の安全及び自然景観との調和に配慮して整備するものとする。 ② 規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とする。 ③ デザイン、色彩、材料 次の要件に適合したものとする。 (1) 屋根 ア 形状は原則として切妻、寄棟、入母屋等の傾斜屋根であること。 イ 勾配は2／10以上であること。 ウ 色彩は原則として黒又はコゲ茶色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合にあってはこの限りではない。 (2) 壁面 努めて木材、石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色であること。 ④ 管理運営方法

	管理体制を明確にし、管理責任者はゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り等の利用者指導を行い、周辺の清潔の維持に努めるものとする。
7 野営場	①基本方針 周辺の自然環境の保全及び利用者の安全で快適な利用を確保するため、適切な整備を図りながら、人と自然とのふれあいが高まるよう配慮するものとする。 ②付帯施設の取扱い 付帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、案内所、公衆便所、駐車場等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境及び歴史的景観に調和したデザインとするものとする。 なお、施設の規模及び色彩等については、次の要件に適合したものとする。 (1) 建築物（展望施設等の特殊な形態の建築物は除く。） 次の要件に適合したものとする。 ア 規模 最高部の高さは13m以下であること。 イ 屋根 (ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根であること。 (イ) 勾配は2/10以上であること。 (ウ) 色彩は原則として黒又はコゲ茶色であること。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合にあってはこの限りではない。 ウ 壁面 努めて木材、石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色であること。 (2) 駐車場 風致上支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模を確保するものとする。 (3) 標識類 野営場全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、案内解説板等を適切に設置するものとする。 ③修景緑化方法 (1) 適度な緑陰を確保するため、野営場周辺には可能な限り立木を残し、必要な場所に植栽を行うものとする。 (2) テントサイトは、快適な空間を確保するものとし、密な樹木の保存や植栽等は避けるものとする。 ④管理運営方法 野営場ごとに野営場の区域及び管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとし、次の事項に配慮するものとする。 (1) 危険木等を除去する等、利用者の安全対策について適切な処置

	を講ずる。 (2) ゴミの持ち帰り等の啓発活動を実施する。 (3) 野営場内（特にテントサイト）の表土の流出を防ぐため、土留、排水等適切な施設を整備する。 ⑤その他 野営場内での風紀の維持、清潔の保持をするとともに、周辺の自然環境を保全するため、次の事項について、適切な方法で利用者指導を行うものとする。 ア 静穏の保持に関すること。 イ 適正なゴミ処理をすること。 ウ 洗剤の使用制限に関すること（雑排水の処理が適切に行われている場合を除く） エ 表土及び植生の保全に関すること。
--	--

3 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

比較的行程の長い登山利用が中心であるため、稜線の避難小屋の整備、充実を促進し、より魅力ある快適な利用を図るものとする。

鷹ノ巣野営場は、新潟県内を始め、山形県内陸地方の自然体験拠点として、また、環境教育活動の場として自然研究路等の整備充実を図るものとする。

なお、標識類の整備にあたっては、原則として「自然公園等事業に係る公共標識の整備方針」によるものとする。

(2) 一般公共施設

県及び市町村の行う一般公共施設の整備については、公園計画との有効かつ円滑な調整を行うため、次年度の計画について、前年度末までに、県の自然公園担当部を通じて整備計画の照会を行い、必要に応じてヒアリングを実施するものとする。

(3) その他大規模開発

周辺の自然環境に与える影響が著しいと予想される整備については、環境影響調査を実施し、風致、植生、野生動物等の自然環境の保全に対して影響がないよう十分配慮するものとする。

4 土地及び事業施設の管理に関する事項

国有財産の管理

鷹ノ巣集団施設地区は、環境庁が昭和33年3月31日に林野庁から所管換を受け、鷹ノ巣集団施設地区計画に基づき整備が進められてきた。

野営場、園地等の直轄施設が整備されており、これらの直轄施設については、利用拠点として魅力ある地区となるよう適切に管理するものとする。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説

飯豊連峰及び荒川峡は、傑出した原生的自然の風景地であるばかりでなく、学術的にも貴重な自然を豊富に含む地域であり、その利用は、単なる物見遊山的ではなく自然に親しみ、自然から学ぶことが望ましく、このような適正な利用を念頭に置いて、利用者に対し指導することが望ましい。

このため、このような適正な利用形態に導くためには、自然解説活動の推進充実を図る必要があり、以下の事項を踏まえて、各地域の実状にあった自然解説活動の推進を図るものとする。

ア 関係機関、地元等との協力関係を確立し、一体となって自然に親しむ運動や利用者の指導を展開するものとする。

イ 民間の事業者等が主体的に自然解説や利用者への自然情報の提供を行うよう指導・助言を行うものとする。

(2) 利用者の誘導、規制

ア キャンプ指定地の検討

自然環境の保全、適正な利用への誘導、良好な利用環境の確保等のため、キャンプ指定地の設定、管理体制、公衆便所の設置及びゴミ、し尿の処理方法等について関係機関、地元、登山関係団体等と検討を進めるものとする。

イ ヘリコプター

遊覧飛行については、騒音等により地上の利用者に著しく不快の念を与える恐れがあり、また、野生生物への影響が懸念されるため行わないよう指導するものとする。

ウ スノーモービル

スノーモービルの乗り入れについては、野生生物の保護上及び静穏を保つ上で障害となる恐れが大きいため、次に該当する場合は、行わないよう指導するものとする。

(ア) 高山植物群落、湿原等貴重かつ脆弱な植生に重大な影響を及ぼすことが予想される場合

(イ) 野生動物の生息地、繁殖地として重要な地域に乗り入れる場合

(ウ) 騒音により利用環境が損なわれる場合

(エ) その他自然環境に重大な影響を及ぼすことが予想される場合

6 地域の美化修景に関する事項

以下の美化清掃団体が、環境庁の国立公園清掃活動費補助金を受けて清掃を実施している。今後とも、清掃活動が適切に行われるよう指導する。

- ・山形県 山形県自然公園保全整備促進協議会

重点清掃地域
吾妻・飯豊

- ・新潟県 新潟県国立公園清掃協会

重点清掃地域
飯豊・朝日

この活動に加え、次の基本方針により地域の美化清掃の推進が図られるよう関係者に協力を求めるものとする。

- ア キャンペーン等によるゴミの持ち帰り運動の推進
- イ ボランティア団体の育成及び各地域で活動している既存ボランティア団体への援助
- ウ 十分な管理、回収が可能な場所以外のクズカゴの撤去
- エ 車道沿線については、道路管理者による積極的な清掃の励行
- オ 山小屋等山岳地におけるゴミ処理については、原則として山からの搬出処理
- カ 溪流釣り利用者への清掃啓発活動の呼びかけ

7 その他参考事項

「磐梯朝日国立公園飯豊地域連絡会議（仮称）」の設置

管理計画策定後の国立公園の管理を進めるに当たって、各行政機関相互の連絡調整を図るため、「磐梯朝日国立公園飯豊地域連絡会議（仮称）」を設置し、年1回程度開催する。

追補

1 管理計画検討会名簿

(検討員)

新潟大学理学部教授（座長）	石 澤 進
小国山岳会会長	武 田 恒太郎
福島県山岳会連盟理事	五十嵐 昭 市

(関係行政機関等)

秋田営林局	小国営林署長
前橋営林局	喜多方営林署長
	村上営林署長
	新発田営林署長
	村松営林署長
山形県文化環境部環境保護課長	
福島県生活環境部環境保全課長	
	会津地方振興局県民生活課長
新潟県環境生活部環境企画課長	
	商工労働部観光課長
山形県西置賜郡小国町長	
	飯豊町長
福島県耶麻郡山都町長	
	西会津町長
新潟県新発田市長	
	北蒲原郡黒川村長
	東蒲原郡鹿瀬町長
	岩船郡関川村長

2 管理計画検討経緯

平成7年6月30日

環自国第275号で管理計画作成国立公園に指定

平成8年3月15日

第1回管理計画検討会開催（新潟県関川村役場）

平成8年10月29日

第2回管理計画検討会開催（新潟県関川村役場）

平成9年2月17日

管理計画中央連絡会議

平成9年3月12日

第3回管理計画検討会開催（新潟県関川村役場）